

学校法人カトリック学園
幼保連携型認定こども園

ひまわり幼稚園

園則及び運営規程

初 版

(*2018年1月16日編集)

(施設の目的)

第1条 学校法人カトリック学園が設置する幼保連携型認定こども園ひまわり幼稚園（以下「本園」という。）は、認定こども園として義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を援助するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他の関係法令及び関係条例を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 ひまわり幼稚園
- (2) 所在地 鹿児島市東谷山3丁目31番13号

(入園資格)

第4条 本園に入園できる幼児は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、カトリックの精神を母体とするキリスト教的な教育理念をもって、子どもたち一人ひとりの個性を尊重するだけでなく、その自立する心を育て、他者とも協調できる豊かな感性と精神を養い育てます。その崇高な教育理念に基づいてモンテッソーリ教育指導法による人格形成の完成を目指して、以下の6領域から教育・保育の環境を総合的に提供する。

- ① 「健康」においては、明るく素直に行動し、生活に必要な良い習慣を身に付け、心と体の調和的な発達を図る。
- ② 「人間関係」においては、異年齢の子どもたちと親しみ、支え合って生きるために、自立心を育て、人と関わる精神を養う。
- ③ 「環境」においては、身近な環境に興味、関心を覚え、社会や自然の出来事を正しく観察、理解する力を養う。
- ④ 「言葉」においては、正しいことば使いを育て、童話や絵本等をとおして相手の言葉を聞く力を身に付ける。
- ⑤ 「表現」においては、自分で感じたこと、考えたことを自由に表現する力を養い、豊かな感性と想像力を身に付ける。
- ⑥ 「文化」においては、歴史、地理、生物、時間の流れ等、身近な事物に触れ、観察を通してこれらに親しむ心を養う。

(子育て支援)

第6条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育指針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便り等を通して保護者の理解と協力を得るものとする。

2. 本園は、子ども子育て支援事業として、次の事項を実施する。

(1) 延長保育事業

(2) 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 本園が、教育・保育を提供するに当たり配慮する職員の職種及び職務の内容は次の通りとする。但し、職員の配置については、鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年鹿児島市条例第37号）で定める配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1人

園長は本園のカトリックの教育理念に基づいて教育及び保育の質の向上を図り、職員の資質の向上に取り組むと同時に、一体的な管理運営に専念する。

(2) 副園長（教頭） 1人

副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、主幹以下、全教諭を統括し、子育て支援を実施する。

(3) 主幹教諭 1人

主幹教諭は、教育課程及び保育課程に基づいて、主任教諭とその他の保育教諭をまとめ、一致して園児に教育及び保育を実施する。

(4) 主任教諭 2人

主任教諭は、教育課程及び保育課程に基づいて、他の保育教諭と協力、一致して園児に教育及び保育を実施する。

(5) 保育教諭 8人程度

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づいて、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(6) 調理員 数名

調理員は、献立に基づく調理義務を負い、かつ食育に関する活動等を行う。

(7) 管理栄養士 1人

栄養士は、調理員と協力して献立に基づく調理義務を遂行し、食育に関する活動等を行う。

(8) 事務職員 4人程度（園バス運行を担当する者を含む）

事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理或いは経理指導等を行う。

(嘱託)

第8条 本園は、以下の嘱託医を置く。

(1) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・

指導を行う。

- (2) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (3) 学校薬剤師 1人

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持管理に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(学年、学期)

第9条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2. 1年を次の3学期（保育期）に分ける。

第1学期（保育期） 4月1日から8月31日まで

第2学期（保育期） 9月1日から12月31日まで

第3学期（保育期） 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第10条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日とする。但し、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日12月29日から31日及び1月1日から3日は除く。

2. 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という）への教育・保育の提供については、前項の規定に関わらず、次の休日を加える。但し、下記の(1)～(5)は1号認定児のみがその対象となる。その他は、全認定児共通とする。

- (1) 土曜日

(2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(3) 冬季休業 12月24日から1月7日まで

(4) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

(5) 学年始休業 4月1日から4月7日まで

- (6) その他、園が定める以下の日を休業日とする。

イ) 職員の研修日及び入園式・卒園式等の特定の行事日(但し行事参加対象児以外)

ロ) 創立記念日の5月1日及び3月30日から4月1日まで

(教育・保育を行う時間等)

第11条 教育・保育を提供する時間は、次の通りとする。

- (1) 教育標準時間認定に関する教育時間

本園が定める次の時間帯とする。

月曜日から金曜日 午前9時00分から午後2時00分までとする。

- (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要

とする時間とする。

月曜日から土曜日 午前7時00分から午後6時00分までとする。

但し、本園が定める保育時間（最長11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

本園が定める次の保育時間帯の範囲内で保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月曜日から土曜日 午前8時30分から午後4時30分までとする。

但し、本園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(4) 開所時間

本園が定める開所時間は、次の通りとする。

月曜日から土曜日 午前7時00分から午後7時00分までとする。

（保育料とその他の費用等）

第12条 本園においては、園児の居住する市町村の条例（以下「条例」という。）が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2. 本園においては、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収する。

費目	理由	金額	徴収時期
入園料	園舎等の施設整備費及び教職員の教育・保育の資質向上のための研修費用	50,000円	入園時
施設設備費	園内の設備・備品等の新規更新及び整備費用	2,000円	毎月
教育教材費	モンテッソーリ教具を含む教育・保育教材費用	2,000円	毎月

3. 本園においては、次の通り実費を徴収する。

費目	理由	金額	徴収時期
入園手数料	入園時手続きにかかる諸費用	2,000円	認定申請書提出時
制服、帽子、体操服、上靴等	園生活の質の向上を図るため	30,000円程度 （*但し、金額は販売価格等により変動する場合があります）	入園時のみ
通園送迎費用	通園児の安全運行向上のため	3,000円 （*往復利用者のみとする）	毎月

食育費（給食） （1号認定児）	食育・給食の質の向上のため	4,000円	毎月
食育費（主食） （2号認定児）	食育・給食の質の向上のため	1,000円	毎月

（子どもの区分ごとの利用定員）

第13条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次の通りとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 150人
- (2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 26人
- (3) 保育時間の認定を受けた園児で満3歳未満の者のうち、満1歳以上の者 16人
- (4) 保育時間の認定を受けた園児のうち満1歳未満の者 8人

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項等）

第14条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
2. 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) その他の者、特に未就園児として当園と関わりのあった幼児を優先し、面接により選考したうえで、入園を決定する。
3. 前項の選考方法、その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。但し、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。
4. 支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号子ども」という。)及び支援法第19条第1項第3号の子ども(以下「3号子ども」という。)については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により、本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
5. 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
6. 転園、退園、または休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
7. 本園を利用する2号子ども及び3号子どもが、次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
 - (2) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(成績の評価)

第 15 条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第 16 条 本園所定の保育課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(ほう賞)

第 17 条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第 18 条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例第 21 条及び認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 27 条の規定により、学校安全計画等を策定し実施するとともに、同法第 29 条第 1 項の規定により、危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2. 本園は、認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法及び条例の規定に従って市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他、虐待防止のために必要な措置

2. 同条第 1 項第 2 号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第 26 条に規定する行為をいう。

3. 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者(保護者等の利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第 20 条 本園は、保護者等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2. 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
3. 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第 21 条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2. 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
3. 本園は、食物アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
4. 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
5. 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する事故については、鹿児島市にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第 22 条 本園では、園児に対する健康診断を、認定こども園法に規定する健康診断を実施する。

2. 本園は、感染症又は食中毒が発生し、または蔓延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第 23 条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2. 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第 24 条 本園は、市運営基準条例第 16 条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2. 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は必ず行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。
3. 市運営基準条例第 16 条に規定する外部による評価については、学校評価委員会を設置し、毎年、1 回以上実施、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第 25 条 本園の職員は、業務上、知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2. 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
3. 療育施設等他の施設と連携し、利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
4. 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第 26 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

(6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

附 則

1. この園則及び運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。